

健康診断受診後の手順

～医師からの意見聴取で健康管理レベルを上げよう～

(法：労働安全衛生法)

貨物運送事業者は、乗務員の健康と安全な運転を守らなければならない！

貨物自動車運送事業法 第17条 第2項

貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条 第6項 より

健康診断の実施

- ・ 一般健康診断等(法第66条第1項～第4項)
- ・ 自発的健康診断(法第66条の2)
- ・ 法第66条第5項ただし書きによる健康診断

医師等による診断区分の決定

診断区分（一例）

診断区分（一例）		
異常なし	要観察	要医療

保健指導(法第66条の7)
一般健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して医師又は保健師による保健指導を行うよう努める。

異常の所見があると診断された場合

二次健康診断

一定の健診項目に 異常の所見があると診断された労働者が受診

対象者には、二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当。

健康診断の結果についての医師等からの意見聴取(法第66条の4)

就業区分		就業上の措置内容
区分	内容	
通常勤務	通常勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

●上記関連

「地域産業保健センター（地産保）」事業内容のご案内

<http://kokoro.mhlw.go.jp/health-center/> 「心の耳」サイト内において、事業概要が示されています。ご確認ください。秋田の連絡先はQRより→



健康診断後の措置（法第66条の5）

- 医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる。
- 作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備。
- 医師等の意見の衛生委員会等への報告 等



健康診断の結果について、医師等からの意見聴取について知っておきたいこと！

ポイントを箇条書きでまとめてます、参考にしてください。

●定期健康診断等を実施した結果、異常の所見があると診断されたら医師等から意見を聴くことが必要です。

●意見の聴取は、健康診断が行われた日から3カ月以内に行う必要があります。

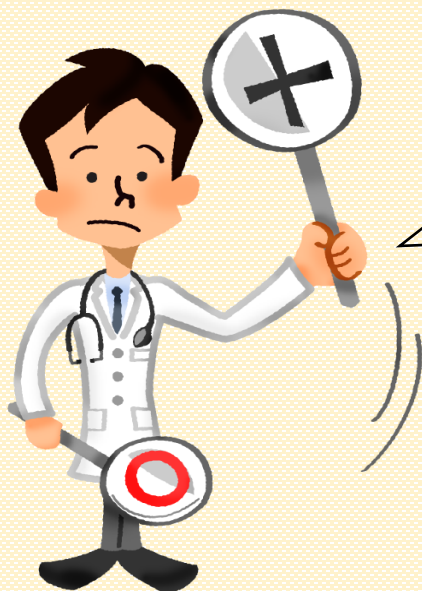
●意見の聴取は、意見を述べる医師等から健康診断個人票の「医師の意見欄」に、当該意見を記載してもらい、事業所と担当者はこれを確認する必要があります。

●事業者は、医師等から意見聴取を行う上で必要な労働者の業務に関する情報を求められたときは、速やかに提供する必要があります。

※情報とは、労働者の作業環境、労働時間、作業態様、作業負荷の状況、深夜業等の回数・時間数など。

・意見を聴く医師は、産業医の選任義務のある事業場(常時使用する労働者が50人以上の事業所)においては、産業医が労働者個人ごとに健康状態や作業内容についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聴くことが適当です。

・産業医選任義務のない事業場(常時使用する労働者が50人未満の事業場)においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師又は歯科医師からの意見を聴くことが適当であり、労働者50人未満の小規模事業場については「[地域産業保健センター](#)」の意見聴取等のサービスを無料で利用することが出来ます。



まずは健康診断の結果を再度確認しましょう!!該当者がいる場合は、医師等からの意見聴取を実施して下さい。
～健康で安心できる運行を～